

もうかる漁業創設支援事業実施要領

20水管第2906号
平成21年4月1日
水産庁長官通知
一部改正 21水管第480号
平成21年5月29日
24水管第265号
平成24年4月20日
24水管第1057号
平成24年7月25日
24水管第2282号
平成25年2月26日

第1 実証事業の実施

水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。

1 実証事業の趣旨

- （1）改革型漁船等の収益性改善の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。
- ア 省エネ、省人、省力化型の改革型漁船等新しい操業体制の収益性を実証
 - イ 新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制について収益性を実証
- （2）漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取り組みを行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産形態へ転換を促進しようとするものである。
- ア 漁業の用に供する燃油（以下「漁業用燃油」という。）使用量の10%以上の削減及びその他のコスト削減と付加価値向上を確保する操業の実証又は3%以上の生産性を向上させる操業の実証
 - イ 遠洋漁業等の外国漁船と直接競合する漁業における操業手法や流通のあり方などの抜本的な変革を行い、将来にわたり安定した漁業収益を確保する新たな操業の実証
 - ウ 海外漁場における我が国の権益を確保し、我が国漁業者の国際漁場における競争力を強化するための途上国での合弁事業の実証
 - エ 遠洋底びき網漁業の中長期的な安定を図る観点から、海外における新規漁場を確保するための操業体制の実証
 - オ 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、3%以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換を実証

2 事業の内容

- (1) 事業実施者（実施要綱第3の1の(2)のアの(ア)に規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。）は、公募により実証事業に用いる漁船又は養殖生け簀等（以下「漁船等」という。）を選定し、その所有者又は使用者（以下単に「所有者等」という。）と別添1-1のもうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準又は別添1-2のもうかる漁業創設支援事業養殖生け簀等借上げ料等算定基準（以下「用船料等算定基準」という。）に基づき、用船契約等又は養殖生け簀等借上げ契約等（以下「用船契約等」という。）を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが所有する漁船等を使用し、認定改革計画に基づいて、改革型漁船等の収益性改善又は漁船等の収益性回復の実証事業に取り組む場合にはこの限りではない。
- (2) 事業実施者又は用船契約等を締結した所有者等は、新しい操業・生産体制による漁獲又は養殖、水揚げを行い、事業実施者は出荷等を行うものとする。
- (3) 実証事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を行うために必要な経費又は養殖生産に要する餌、種苗、核、燃油、資材その他実証事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。
- (4) 実証事業における漁獲物及び養殖生産物（以下「漁獲物等」という。）は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者が認定改革計画に基づいて販売するものとする。所有者等は、漁獲物等について認定改革計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。
- (5) 事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに実証の結果を取りまとめ、認定改革計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

3 事業期間

- (1) この事業は、1事業期間を1年とする。ただし、1航海当たりの航海日数又は養殖の開始から出荷までの日数が長期にわたるなどの理由により、それにより難しい場合には、事前に水産庁長官と協議の上定めることができるものとする。
- (2) この事業は、事業を開始した日から起算して3年（強度資源管理タイプ（資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け水産庁長官通知）の別紙3の強度資源管理タイプの基準をいう。以下同じ。）に該当する取組でない漁船等の収益性回復の実証事業にあっては、2年）を超えて実施することはできないものとする。

4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金を助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。
- (2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、乗組員及び養殖業者等へのインセンティブのための報奨金を含め、地域プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の終了等

(1) 事業の終了

水産庁長官は、もうかる漁業創設支援事業の事業期間の販売に係る代金の総額が、第2の3の(1)により確定した助成金の額を上回った時は、事業主体及び事業実施者に対して当

該事業の終了を命ずるものとする。この際、事業実施者が既に次事業期間の実証事業を開始し、事業主体から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていた場合には、事業主体は、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

(2) 事業の中止等

次に掲げるいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、事業主体及び事業実施者に対して事業の中止を命じることとする。この際、中止を命じた要因が発生した事業期間において既に支払をしていた助成金の全部について返還を命じることとする。

(ア) 所有者等が漁業経営の中止をしたとき

(イ) 事業実施者と所有者等が用船契約等を解除したとき

(ウ) 所有者等（第1の2の(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者）が漁獲共済に加入したとき

(エ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき

(オ) 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき

(カ) その他水産庁長官が事業を継続することが不相当と判断したとき

6 手続等

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに用船料等算定基準に基づき用船料等又は養殖生け簀等借上げ料等（以下「用船料等」という。）を算出して所有者等と用船契約等を締結するものとする。

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第1-1号（養殖業に係る実証にあっては別紙様式第1-2号）によるもうかる漁業創設支援事業実施計画に用船契約書等（案）又は養殖生け簀等借上げ契約書等（案）を添付の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

(ア) 認定改革計画に沿った内容であること

(イ) 1から5までに規定された内容を満たしていること

(ウ) 用船契約等において、事業実施者が、所有者等に対して、乗組員又は養殖業者が操業又は生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業又は生産状況が好ましくないと判断した時は用船契約等を解除することを定めていること

(エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること

(オ) 実証に用いる用船料等が、算定基準に合致していること

(カ) 所有者等（第1の2の(1)のただし書きの場合にあっては、事業実施者）が漁獲共済に加入していないこと

エ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イ及びウに準じて処理するものとする。ただし、水揚港又は事業経費の変更については、水産庁長官が認めた場合に限り、(2)のアの実施状況報告書の提出前まで行えるものとする。

(2) 実施状況の報告等

- ア 事業実施者は、毎事業期間終了後（事業期間が1年を超える場合は1年間ごと経過後）30日以内に、別紙様式第2-1号（養殖業に係る実証にあっては別紙様式第2-2号）により実施状況報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。
- イ 事業実施者は、この事業の全てを終了した場合には、別紙様式第3号により実証事業報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の1の（2）のアの（ア）に規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2-1（養殖業に係る実証にあっては別添2-2）のとおりとする。

2 助成金の交付

- （1）事業実施者は、第1の6の（1）のイの承認を受けたときは、別紙様式第4により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、事業主体に提出するものとする。この際、最初に交付申請をできる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数又は養殖の開始から出荷までの日数が長期にわたるなどの理由により、それにより難しい場合には、事前に水産庁及び事業主体に協議するものとする。
- （2）事業主体は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第5号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の（1）のただし書きにより1事業期間が1年を超える場合については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。
- （3）事業実施者は、（2）で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別紙様式第6号により概算払を請求することができるものとする。
- （4）事業主体は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- （5）事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、事業主体から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- （6）事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式7号の助成金精算報告書に第1の6の（2）のアの実施状況報告書を添付して事業主体に提出するものとする。
- （7）事業主体は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、事業主体に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

- （1）事業主体は、第1の6の（2）のアに基づき事業実施者から提出された事業実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第8号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。

る。

- (2) 事業主体は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めるときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

第3 助成金の返還

助成金の返還は、以下によるものとする。

1 返還すべき助成金の額

- (1) 返還すべき助成金の額は、確定額とする。

ただし、当該事業期間の漁獲物等の販売に係る代金の総額が確定額を下回る場合には、その差額の2分の1（かつお・まぐろ類を漁獲する漁業を対象として、国際的な漁業管理機関における資源管理措置の強化に対応するため、複数のオブザーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合及び強度資源管理タイプに該当する取組を行う場合にあっては、3分の1）に相当する額と販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。

なお、災害、事故その他特別の事情がある場合にあっては、事業主体が水産庁長官に協議し、水産庁長官が認めた額を返還すべき助成金の額とする。

- (2) 漁船等の収益性回復の実証事業において返還すべき助成金の額は、第1の6の(1)のイのもうかる漁業創設支援事業実施計画において事前に選択することにより、(1)にかかわらず以下の算式により得られた金額とすることができる。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

Aは、確定額

Bは、当該事業期間の漁獲物等の販売に係る代金の総額

2 助成金の返還

- (1) 事業主体は、第2の3の(1)により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別紙様式第8号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。

- (2) 事業実施者は、(1)により事業主体から命じられた返還期日までに第1の4の(1)の勘定から助成金を返還しなければならない。

- (3) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、所有者等と協議の上、所有者等又は契約漁業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。

- (4) 事業主体は、(1)の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第4 その他

事業主体は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附則

この要領の施行前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

【様式第1-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の1の（1）の改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は第1の1の（2）の漁船等の収益性回復の実証事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者氏名 :
- (3) 所有者住所 :
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 建造年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購入先 :
- (10) 購入価格 :
- (11) 改造した内容 :
- (12) 改造年月日 :
- (13) 改造価格 :
- (14) 改造した造船所の
名称及び住所

※(9)以降は中古船の場合のみ記入。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3年以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 根拠地及び水揚げ港

根拠地：

水揚げ港：

6. 実証項目

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
用 船 料 等		(積算内訳)
燃 油 費		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
魚 箱 ・ 氷 代		(積算内訳)
そ の 他 の 資 材 費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
そ の 他 の 経 費		(積算内訳)
事 業 管 理 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

8. 実施要領第1の1の(2)の規定との関係

実施要領第1の1の(2)のアからエまでのいずれに該当するか及びその根拠を記載

9. 助成金の返還方法の選択

助成金の額の返還方法として実施要領第3の1の(1)と第3の1の(2)のいずれを選択す

るか記載

※ 8及び9は、実施要領第1の1の(2)のアからエまでの漁船等の収益性の回復の実証事業の場合のみ記載すること。

【様式第1－2号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の1の（1）の改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は第1の1の（2）の漁船等の収益性回復の実証事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象養殖種類

3. 事業に参加する養殖業者

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3年以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間

5. 養殖漁場

6. 実証項目

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
養殖生け簀等借上げ費等		(積算内訳)
水道光熱代		(積算内訳)
種苗代		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
養殖用資材代		(積算内訳)
器具・備品代		(積算内訳)
修繕費		(積算内訳)
魚箱・氷代		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

8. 実施要領第1の1の(2)のオの規定との関係

実施要領第1の1の(2)のオに該当する根拠を記載

9. 助成金の返還方法の選択

助成金の額の返還方法として実施要領第3の1の(1)と第3の1の(2)のいずれを選択するか記載

なお、第3の1の(2)を選択する場合には、以下の(1)及び(2)の両方の要件を満たす

こと。

(1) 次のうちいずれか一つに該当すること。

- ① 当該地域において、販売価格（単価）が過去3年の平均に比し、概ね20%以上下落していること。
- ② 当該地域において、えさ、種苗等の主要な資材に係る経費が過去3年の平均に比し、概ね20%以上高騰していること。
- ③ 当該地域において、販売価格（単価）が過去3年の平均に比し、概ね15%以上下落し、かつ、えさ、種苗等の主要な資材に係る経費が過去3年の平均に比し、概ね15%以上高騰していること。

(2) 次のうちいずれか一つに該当すること。

- ① 生け簀や筏を大幅に削減する計画であること（概ね20%以上）。
- ② 導入種苗や母貝の数、あるいは生産量を大幅に削減する計画であること（概ね20%以上）。

※ 8及び9は、実施要領第1の1の(2)のオの漁船等の収益性の回復の実証事業の場合のみ記載すること。

【様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け (番号) で承認のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業 (又は漁船等の収益性回復の実証事業) の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知) 第1の6の(2)のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数:

所有者氏名:

所有者住所:

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 実証結果

(1) 実証項目毎の検証

(2) 収支の状況

5. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
用 船 料 等			
燃 油 費			
餌 代			
魚 箱 ・ 氷 代			
そ の 他 の 資 材 費			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
事 業 管 理 費			
消 費 税			
事業経費合計			

6. 販売の内訳

販売月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (主たる魚種及び水揚港 等)
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
合 計			

【様式第2-2号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け (番号) で承認のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業 (又は漁船等の収益性回復の実証事業) の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知) 第1の6の(2)のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 参加した養殖業者

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 実証結果

(1) 実証項目毎の検証

(2) 収支の状況

5. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
養殖生け簀等借上げ費等			
水道光熱代			
種苗代			
餌代			
養殖用資材代			
器具・備品代			
修繕費			
魚箱・氷代			
販売費			
その他の経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

6. 販売の内訳

販売月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (魚種及び主な販売先)
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
合計			

【様式第3号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した改革型漁船等の収益性改善の実証事業(又は漁船等の収益性回復の実証事業)について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の6の(2)のイの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業に用いた船舶等

船名及び総トン数:

所有者氏名:

所有者住所:

※養殖業に係る実証にあつては以下のことを記載

参加した養殖業者:

4. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 実証結果

(1) 実証項目毎の検証

(2) 収支の検証

【様式第4号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

(単位：円)

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【様式第5号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業）に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき通知します。



【様式第6号】

もうかる漁業創設支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の2の（3）に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第7号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の2の（6）に基づき提出します。

（以下は、漁船等の収益性回復の実証事業の場合のみ）

なお、本件の助成金の返還方法については、事業実証計画において、同実施要領第3の1の（1）（又は第3の1の（2））の方法を選択しています。

記

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)	既返還額 (d)	備考
合 計					

【様式第8号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業）に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知する。

また、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第3の1に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第3の2の（4）に基づき、延滞金を課すので予め御了知願いたい。

記

（1）返還額

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額		
販 売 額		
精算報告に基づく 返 納 額		
既返還額		
返 還 額		

（以下は、漁船等の収益性回復の実証事業の場合のみ記載）

※：助成金の返還方法：実施要領第3の1の（1）（又は第3の1の（2））

（2）振込先

【別添1-1】

もうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第4条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に船舶を取得し、又は実施要綱第3の1の（1）のイの（ウ）に基づく改革計画の認定を受けた場合は、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得された船舶については、省令別表第7のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第5項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

（2）上記ア. 以外のもの（地方税法 第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員毎の前年実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができる。

6. 修繕費

修繕費 = (建造価格又は購入価格に改造費を加えた額) × 修繕費率

修繕費率: 下表の修繕費率

(修繕費率表)

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

8. 主燃油持込金利

主燃油持込金利 = 最大積載量 × 0.8 × 単価 × 短期プライムレート

単価: A重油(バージ渡し)京浜地区の直近の金額(デジタル物価版)を適用する。

短期プライムレート: 直近の短期プライムレートを適用する。

9. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費(漁具、機器ごとに設定)の合計額とする。

10. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

11. 通信費

通信費の算定は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税の算定

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

【別添1-2】

もうかる漁業創設支援事業養殖生け簀等借上げ料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき養殖生産を行う養殖業者と養殖生け簀等借上げ契約等を締結する場合の養殖業者に支払う養殖生け簀等借上げ料等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船等（以下「施設等」という。）の減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとする。

償却率：省令別表第8又は第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第8又は第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとする。

2. 金利（施設等購入借入金に係る金利）

金利＝当該施設等の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料（漁業施設共済掛金を除く）

損害保険料は、施設等が加入している損害保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険等）の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶で、総務省令で定めるものを除くもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第6項）

公租公課＝漁船の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外の固定資産

当該施設等に対して課される固定資産の額

5. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額又は当該施設等について上記1から4までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

6. 修繕費

修繕費 = (建造価格又は購入価格に改造費を加えた額) × 修繕費率

修繕費率: 下表の修繕費率

(修繕費率表)

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

8. 養殖用漁具等償却費

養殖用漁具等の償却費は、漁具及び設備等の償却費(漁具、設備ごとに設定)の合計額とする。

9. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

10. 漁業施設共済掛金

当該施設等が加入している漁業施設共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

11. 人件費

認定改革計画に基づき算出される人件費とする。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税の算定

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

注) 1から4までは養殖生け簀等借上げ契約等を締結する養殖業者自らが所有する施設等、5は契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添 2 - 1】

もうかる漁業創設支援事業の範囲の額

助成金対象経費	経費の具体的な内容
1 用船料等	別添 1 - 1 の用船料等算定基準のとおり なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、改革型漁船等の収益性改善の実証事業又は漁船等の収益性回復の実証事業に取り組む場合にも、操業費用として同様の経費を助成金対象経費とする。
2 燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代
3 餌代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む）
4 氷代	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した氷代
5 魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代
6 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く）
7 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の 5 % 以内
8 その他の経費	当該実証事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
9 事業管理費	当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の 2 % 以内
10 消費税	2 から 9 までの経費に要した消費税額

【別添 2 - 2】

もうかる漁業創設支援事業の範囲の額

助成金対象経費	経費の具体的な内容
1 養殖生け簀等借上げ料等	別添 1 - 2 の養殖生け簀等借上げ算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、改革型漁船等の収益性改善の実証事業又は漁船等の収益性回復の実証事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金及び真珠核購入代金 (採苗用母貝及び原藻等の代金を含む。)
4 餌代	養殖生産のために要した餌の購入代金
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等養殖生産のために要した資材の購入代金
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金（1 件につき 5 0 万円未満のものに限る。)
7 魚箱・氷代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金
8 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の 5 % 以内
9 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
1 0 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の 2 % 以内
1 1 消費税	2 から 1 0 までの経費に要した消費税額

【参考：用船等契約書等の例】

用船契約書等の例（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、〇〇改革計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

第3条 〇〇改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船名：	機関の種類及び馬力数：
総トン数：	無線設備の有無：
漁業種類：	信号符字：
漁船登録番号：	船籍港：
船舶番号：	燃油最大積載量：
進水年月日：	船舶の使用権：（使用貸借権又は自己所有船）
船質：	

2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称）	（船名： ）	（船名： ）	（合計）
船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1
・			
・			
その他乗組員	10	5	15
合計	〇〇	〇〇	〇〇

3 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

4 この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は〇〇港とする。

5 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲及び乙が立合の上確認するものとする。

6 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲及び乙が協議して変更できるものとする。

7 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

(費用等)

第4条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材(個人的消費に供されるものを除く。)に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。

3 使用終了の際、甲及び乙が立合の上積載中の燃油の数量を確認し、前条第5項の規定により甲が確認した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の帰属等)

第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、全て甲に帰属するものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払い)

第6条 甲は、漁業操業費用として、1箇月につき金「」(うち消費税額円)を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。

3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

4 毎月の漁業操業費用について、甲は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(不可抗力の免責等)

第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

2 前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第6条に定める漁業操業費用を支払うものとする。

3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。

(4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

(5) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水管第2906

号水産庁長官通知)第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

- 2 甲が前項の規定により解約の申し入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○○○

【参考：養殖用生け簀等借上げ契約書等の例】

養殖用生け簀等借上げ契約書等の例（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、〇〇の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（〇〇の生産）

第1条 乙は、甲が策定した改革計画に基づいて〇〇の養殖生産を行い、得られた生産物を全て甲に納入するものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

第3条 改革計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。
- 3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第4条 改革計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油その他の資材及び器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

- 2 乙は、必要とする資材等の数量を〇日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。
- 4 第1項の規定によって甲が乙に供給した資材等の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、これらの資材を本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとする。
- 5 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。これらを第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 6 乙は、甲から種苗の引き渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に斃（へい）死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。
- 7 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。
- 8 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を支払わなければならない。
- 9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。
- 10 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものにつ

いては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の帰属)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、全て甲に帰属するものとする。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用の支払い)

第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用として、金「
」(うち消費税額 円)を乙に支払う。

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。
- 3 甲は、乙から適法な支払い請求書を受領した日から〇日以内に、生産費用の支払いを行うものとする。
- 4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。
 - (3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。
 - (4) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の終了又は中止を命じたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。
 - 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理し、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示

してはならない。

(別途協議)

第 1 1 条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○

○○○○